

青森県特別支援学校 P T A 連合会の陳情に
対する教育委員会回答

令和 6 年 9 月 1 1 日

学 校 教 育 課
学 校 施 設 課
ス ポ ー ツ 健 康 課

(1) 基礎的環境の整備（高等部重複障がい学級
教室の拡充）

（学校教育課）

高等部の重複障がい学級については、産業科のみの設置校である青森第二高等養護学校を除く全ての高等部に設置してきたところです。

今後も引き続き、一人一人の教育的ニーズを把握し、教育環境の充実に努めて参ります。

(2) 教育環境の充実

ア 学校施設の安全性の確保と充実

(学校施設課)

県教育委員会では、安全安心な教育環境の確保のため、施設の構造体の耐震化を完了したほか、非構造部材の耐震対策等に取り組んできたところです。

また、教育環境の充実のため、冷房設備を、各部屋の使用状況等を踏まえ、普通教室、音楽室、保健室、職員室、食堂等や、寄宿舎の居室、舎監室等に設置するとともに、希望する学校に対し、移動式大型スポットクーラーを体育館に設置したところです。

なお、敷地が狭隘であり、グラウンドが未設置となっている学校のうち、黒石養護学校については、移転とともにグラウンドが設置されることとなります。

引き続き、教育環境の充実のため、関係部局等と連携し、検討を行って参ります。

イ 通学手段の確保

(学校教育課)

特別支援学校のスクールバスは、義務教育段階の児童生徒に対し、障がいの程度により公共交通機関の利用が困難であるなど、自力通学ができない場合の通学手段の一つとして運行しており、今後のスクールバスの配置については、児童生徒の居住地域、現在の通学手段、道路状況等を勘案して検討して参ります。また、教職員の負担軽減を図ることを目的に現在介助職員を配置していますが、今後については他県の状況も参考にしながら、よりよい方法について併せて検討して参ります。

なお、スクールバスは、義務教育段階の児童生徒の通学支援として整備しているものでありますので、高等部生徒には、その趣旨について御理解をお願いしているところです。

今後も児童生徒の通学支援については、障がいの状態、心身の発達段階、家族の状況を踏まえながら適切な方法を検討して参ります。

ウ 医療的ケア生徒の寄宿舎利用

(学校教育課)

県教育委員会では、医療的ケア生徒の教育に当たっては、安全の確保が保障されることを前提に、保護者の理解と協力の下、卒業後の社会生活を見据えた適切な学びの場を整備し、進路選択のニーズに対応してきたところです。

遠方からの青森聾学校高等部への進学対応については、青森聾学校高等部分教室の設置、他障がい種の特別支援学校の進学等、様々な観点から、対象児童生徒の卒業後の社会生活を見据えた適切な学びの場の整備に努めて参ります。

エ 給食未実施校における給食の実施
(スポーツ健康課)

県教育委員会では、全ての特別支援学校において学校給食が実施できるようにするため、給食施設の設置が難しい学校においても、近隣の市町村等の給食施設に調理業務を委託し、配食を受けることにより、給食実施校を拡充してきたところであり、現在は、特別支援学校20校中18校で学校給食を実施しております。

現在、未実施となっている2校の学校給食実施に向け、学校や関係機関等と連携し検討を進めているところです。

オ 校舎の早期移転と校名の変更
(学校施設課・学校教育課)

校舎移転が予定されている県立盲学校及び黒石養護学校については、今年度、校舎の改築・改修に着手し、令和８年度に工事が完了する見込みです。

計画どおり事業を進められるよう、引き続き関係部局等と連携しながら取り組んで参ります。

また、特別支援学校の学校名については、現在多くの都道府県で校名変更が行われている現状を踏まえ、本県における校名の在り方について検討して参ります。